

いわき市における空家等対策に関する連携協定書

いわき市(以下「甲」という。)及び特定非営利活動法人いわき住まい情報センター(以下「乙」という。)は、いわき市内における空家等対策の推進に関して、次のとおり連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協力して、空家等の利活用へ向けた取組みや、家屋の相続及び空家等の管理の適正化へ向けた取組みを進めることにより、いわき市民の生活環境の保全を図るとともに、活力あるいは再生することを目的とする。

(定義)

第2条 本協定における用語の定義は「空家等対策の推進に関する特別措置法」に規定されるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 所有者等 空き家の所有者又は管理者
- (2) 利用希望者 空き家の取得又は賃貸等による利用を希望する者
- (3) 空き家バンクシステム 空き家の活用を図るために物件情報を公表し、所有者等と利用希望者とのマッチングを図る取組み

(連携事項)

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力し実施する。

- (1) 空き家バンクシステムを構築し運営することにより空き家の流通促進を図ること
- (2) 空家等家屋に関する相談窓口の設置等により相続、管理等の適正化を図ること
- (3) その他目的の達成のため必要な取り組みに関するここと

(情報の提供)

第4条 甲及び乙は、空き家の所有者等又は利用希望者の個人情報及び物件の情報について、空き家の所有者等又は利用希望者の同意に基づき、甲又は乙へ情報提供を行うことができる。

(秘密保持)

第5条 甲及び乙は、本協定に関連して知り得た次の各号に掲げる情報を本協定に関連する業務以外の自己の業務等に使用し、又は相手方の事前の承諾なく第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。

- (1) 相手方固有の業務上の秘密
 - (2) 個人情報(個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別できることができるもの(他の情報と照合することができ、それらにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。)をいう。)
- 2 甲及び乙は、本協定が第8条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、第1項による秘密保持の義務を負う。

(個人情報等の取扱い)

第6条 甲及び乙は、第5条に定めるところによるほか、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)、いわき市個人情報保護条例(平成16年6月24日いわき市条例第19号)その他個人情報の保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

2 法人の情報については、前項の個人情報に準じて、適正に取り扱うものとする。

(反社会的勢力の排除)

第7条 乙は、甲に対し、本協定の締結時において、自己及びその構成員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、甲が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合は、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。
- 3 甲は、乙が反社会的勢力に属すると判明した場合は、本協定の全部または一部を解除することができる。
- 4 甲が前項の規定により本協定を解除した場合は、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から起算して1年間とし、期間満了の1月前までにいずれかの当事者から更新しない旨の意思表示がなされない限り、本協定は同一条件をもってさらに1年間自動更新するものとし、以後同様とする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項については、甲乙間で協議し定めるものとし、必要に応じて当該事項についての覚書を締結することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成30年2月8日

いわき市平字梅本21番地

甲

清水敏男

いわき市長

いわき市平字童子町4番地の18

乙

特定非営利活動法人いわき住まい情報センター

理事長 佐藤光代